

## 介護予防支援等業務担当件数の上限に関する委託料の取扱いについて

### 1. 介護予防支援業務担当件数の上限に関するルール（仕様書での記載内容）

#### 《介護予防支援等業務担当件数の上限》

三職種に介護予防支援業務等を担当させる場合には、委託業務の実施に支障が生じないようにするため、原則1人あたり1月20件を上限とする。

なお、総合相談支援業務等において三職種が介護予防支援業務等を担当することが効果的な支援につながる等、やむを得ず上限を超える場合については、事前に今後の対応方針を示した上で本市と協議を行うこと。ただし、事前協議を行わなかった場合や、長期間に渡り何ら状況の改善が見られない場合については、上限を超えた件数分の介護予防支援費及び介護予防ケアマネジメント費を委託料より減額する場合がある。

### 2. 令和6年度（2024年度）実績（2月調査）

27センター中、14センター（約52%）上限件数を超過（前年度は11センター）

	中央	東	西	南	北	計
センター数	6	5	5	6	5	27
うち、件数が超過した センター数	5	4	4	0	1	14
割合	83%	80%	80%	0%	20%	52%

### 3. 担当件数の上限を超過した主な理由

#### ・地域包括支援センター職員の異動・退職

職員の退職や産休・育休に伴う増員や補充への募集がなかったことにより三職種の担当件数が増加している。

#### ・介護予防支援等を実施する居宅介護支援事業所の不足

居宅介護支援事業所も居宅介護支援を実施している中で、介護予防支援・介護予防ケアマネジメント（以下「介護予防支援業等」という。）を実施することが困難となっている状況。

最近では、これまで介護予防支援を委託できていたケースについても、居宅介護支援事業所のケアマネジャーの退職に伴い、地域包括支援センターで対応せざるを得なくなったケースがあるとのこと。

また、今年度から導入された指定居宅介護支援事業所による介護予防支援業務の直接実施の件数が少なく、地域包括支援センターの担当件数の減少につながっていない。

(参考) 介護予防支援等と居宅介護支援の比較

	介護予防支援費 介護予防ケアマネジメント	居宅介護支援費
対象者	要支援者（1・2）	要介護者（1～5）
単位数	442 単位（地域包括支援センター） 472 単位（居宅介護支援事業所）	区分（I）45 件まで 要介護 1・2：1,086 単位 要介護 3～5：1,411 単位
主な 作成者	地域包括支援センター ※居宅介護支援事業所に委託することも可能	居宅介護支援事業所

※令和6年度から、居宅介護支援事業所のケアマネジャー1人あたりの担当件数の積算にあたり、介護予防支援の件数については3分の1を乗じて計算することとされている。

(参考) 指定居宅介護支援事業所による介護予防支援業務の実施状況

	中央	東	西	南	北	計
地域包括支援センターの 担当件数（委託含む）	2,345	2,154	1,458	1,183	1,671	8,811
指定居宅介護支援事業所 の担当件数	138	127	94	199	99	657

#### 4. 令和6年度（2024年度）委託料の対応

本市としては、地域包括支援センターにおいて居宅介護支援専門員を含む職員の確保や、介護予防支援業務等を居宅介護支援事業所に委託することなどが困難となっている状況であり、市民が適切な介護保険サービスを利用できるようにするためには、三職種が担当件数上限を超えて担当せざるを得なかったと考えているため、センター運営業務委託料の減額は行わないこととしたい。なお、各センターには、ケアマネジャーの求人等の対応策を講じ、三職種の介護予防支援業務等の担当件数が上限内となるよう、引き続き対応を求めていく。

#### 5. 市としての今後の方針

本市においては、地域包括支援センター連絡協議会と連携し、居宅介護支援事業所に協力を求めることで介護予防支援業務等の外部委託や直接作成を行いやすい環境整備を引き続き進めていく。